

## チャレンジいばらきまちづくり表彰実施要綱

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、まちづくりに功績のあったものに対して知事及び土木部長が表彰することに関し必要な事項を定める。

### (賞の名称及び対象者)

第2条 表彰の対象は、まちづくりに功績のあった民間の団体、企業、個人及び地方公共団体（県を除く）とし、以下の区分で表彰を行う。

(1) チャレンジいばらきまちづくり大賞（知事表彰）

最もチャレンジ精神に富み、かつ優秀な成果を上げた取組を行った者

(2) 優秀賞（土木部長表彰）

ア まちづくり活動部門

まちづくり活動により地域の魅力を高めた者

イ 都市空間部門

優れた都市空間や公共施設等の整備を行った者

ウ 景観・屋外広告物部門

周囲の景観と調和した屋外広告物の設置など、良好な景観形成を行った者

### (主 催)

第3条 この事業は、茨城県が主催する。

### (審査委員会)

第4条 受賞者の選考のため、チャレンジいばらきまちづくり表彰審査委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

2 委員会を構成する委員は7人以内とし、委員の互選により委員長及び副委員長各1名を置く。

3 委員長は会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときその職務を代理する。

5 委員は、知事が委嘱し、又は任命する。

6 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

### (審査基準等)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長はその議長になる。

2 審査の基準及び方法は、委員会が定める。

(推薦者)

第6条 受賞候補者の推薦は、市町村長、一般社団法人茨城県建築士会長、一般社団法人茨城県建築士事務所協会会長及び一般社団法人茨城県造園建設業協会会長が行う。

(推薦方法)

第7条 推薦者は、別紙推薦調書に必要な事項を記入の上、土木部長に提出する。

(表彰団体等の決定)

第8条 土木部長は、委員会の内申に基づき、表彰すべき団体等を決定するものとする。

(表彰の方法)

第9条 表彰は、表彰状を贈呈して行う。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、土木部都市局都市計画課で行う。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は土木部長が定める。

付則

(1) この要綱は、平成31年4月24日から施行する。

(2) 「茨城県うるおいのあるまちづくり顕彰事業実施要項」、「まちづくりグリーンリボン賞実施要領」及び「まちづくりグッドサイン賞実施要領」については、廃止する。

ただし、まちづくり顕彰事業表彰審査委員会委員については、その任期の間、引き続きチャレンジいばらきまちづくり表彰審査委員会委員とみなす。